

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

平成28年台風10号に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の
請求の取扱いについて

平成28年台風10号に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく介護給付費等、特定障害者特別給付費等、地域相談支援給付費等及び計画相談支援給付費等並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害児通所給付費等、障害児入所給付費等及び障害児相談支援給付費等(以下これらを総称して「介護給付費等」という。)の平成28年8月サービス提供分に係る介護給付費等請求に係る事務については、平成28年9月7日付事務連絡(「平成28年台風10号に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて」)によりお示ししているところである。平成28年9月サービス提供分に係る介護給付費等の請求の取扱いについては、今後当該事務連絡による取扱いをする必要がなかったことから、8月サービス提供分に係る介護給付費等の請求までとするとともに、国保連における点検結果については、下記エラーコードを暫定的に警告へ変更していたが、平成28年10月サービス提供分(11月請求分)から従前のとおりとするので、ご了承願いたい。

記

【「エラー」から「警告」に変更していたエラーコード一覧】

エラーコード	エラー内容
EN21	資格:利用者負担額②の計算値が不正です
EN24	資格:利用者負担額②の計算値が不正です (多子軽減後の額)
EN25	資格:利用者負担額②の計算値が不正です (都道府県等が定める額)

- ※1:当該措置は北海道及び岩手県に限定したものであり、該当する道県以外の都道府県及び市町村においては、点検結果への影響は発生しない。
- ※2:当該措置により、上記エラーコードに該当するものは北海道及び岩手県内全市町村で国保連の点検結果がエラーから警告に変更されることとなるので、通常の審査業務が可能な市町村においては、上記エラーコードについて審査を行い支払いの可否を判断する必要がある。